

知的障害者に対する冤罪の現状と課題

川上 輝昭

Current situations and issues of false charge to mentally deficient person

Teruaki KAWAKAMI

1 はじめに

本稿の課題は知的障害者に対する冤罪の現状と今後の課題について考察を試みることである。冤罪とは無実であるにもかかわらず犯罪者として扱われることであり、国家による重大な人権侵害である。法治国家としてあってはならないことではあるが現実には多くの冤罪事件が発生している。

知的障害者が刑事事件の容疑者とされた場合、一般論として事実経過や自らの意思、正当性を主張することが困難であり、取調べにおいて取調べ官に迎合しやすいという特徴がある。また問われている内容が十分に理解できないにも関わらず肯定の意思表示をしてしまうことも知的障害者の特性といえる。このため、捜査機関や司法機関においては、知的障害者の特性を理解したうえでより慎重な対応が求められる。しかし現実には多くの知的障害者が有罪判決を受けて収監されているという実態がある(表1)。ここに示されている数値に冤罪が含まれていると断定することはできないがその可能性を推測することはできる。なお、わが国においては知的障害者の定義が必ずしも明確にされていないが、教育の分野においては、境界域(IQ70-85程度)、軽度(IQ50-69程度)、中度(IQ35-49程度)、重度(IQ20-34程度)、最重度(IQ19以下)と分類されているため、本稿においてはIQ69以下を知的障害者と仮定して考察を進めることとする。

平成22年版矯正統計年報をもとに、2005(平成17)年から2009(平成21)年までの5年間について、新受刑者を知能指数別に確認しておきたい。平成17年は総数・32,789人で、男・30,607人(IQ69以下、8,650人で全体の29.3%)、女・2,182人(IQ69以下、775人で全体の35.5%)である。以下、18年は総数・33,632人で男・31,299人(IQ69以下、8,507人・27.2%)、女・2,333人(IQ69以下、821人・35.2%)、19年は総数・30,450人で、男・28,272人(IQ69以下、7,664人・27.1%)、女・2,178人(IQ69以下、661人・30.3%)、20年は総数・28,963人で、男・26,768人(IQ69以下、7,412人・27.7%)、女・2,195人(IQ69以下、718人・32.7%)、21年は総数・28,293人、男・26,123人(IQ69以下、7,081人・27.1%)、女・2,170人(IQ69以下、702人・32.4%)である。なお、IQ69以下には測定不能者も含まれている。

各年によって若干の数値が異なるものの新受刑者の約30%前後はIQ69以下の者によって占められている。知的障害者として特別な配慮がされているか否かは不明であるが、知的障害者の特性から容疑者として取調べ対象にされた場合は冤罪が生じやすいという疑念が残る。

なお同年報によれば、罪名別では窃盗が最も多く、次いで詐欺、傷害の順とされている。

表1 新受刑者の知能指数

年	男女	総数	49以下	50～59	60～69	70以上	測定不能	※比率
平成 17	男	30,607	1,266	1,806	3,868	21,957	1,710	28.3
	女	2,182	85	131	234	1,407	325	35.5
	総数	32,789	1,351	1,937	4,102	23,364	2,035	28.7
18	男	30,699	1,255	1,853	3,988	22,792	1,411	27.2
	女	2,333	94	121	252	2,512	354	35.2
	総数	33,032	1,349	1,974	4,240	24,304	1,765	27.7
19	男	28,272	1,135	1,597	3,523	20,608	1,409	27.1
	女	2,178	98	105	262	1,517	196	30.3
	総数	30,450	1,233	1,702	3,785	22,125	1,605	27.3
20	男	26,768	1,126	1,598	3,463	19,356	1,225	27.7
	女	2,195	106	144	266	1,477	202	32.7
	総数	28,963	1,232	1,742	3,729	20,833	1,427	28.1
21	男	26,123	1,071	1,636	3,285	19,042	1,089	27.1
	女	2,170	105	156	267	1,468	174	32.4
	総数	28,293	1,176	1,792	3,552	20,510	1,263	27.5

出典:法務省『平成22年版矯正統計年報』より作成。

※ 比率は全体に占めるIQ69以下の割合を示す。

2 先行研究

知的障害者の冤罪防止や権利擁護、弁護のあり方に関する研究は1960年代頃より着手され始めてきたが、ノーマライゼーション理念の普及とともに近年になってその気運が高まってきた。その一端を取り上げておきたい。

上田・後藤(1960)は、八丈島事件¹⁾を始め、幸浦事件、三鷹事件等、多くの冤罪事件を検証している。その中で「八丈島事件」について、「精神薄弱者は被暗示性が強い。もし取調官が脅迫と誘導によって宥進している精神薄弱者の被暗示性を操るならば、彼はおそらくどんな犯罪でも自分が犯したという虚偽の自白をするであろう」²⁾と指摘している。そして裁判官さえも疑いを持たないで作成された虚偽の自白に基づいて判決を下すこともあるとしている。この主張は知的障害者が取り調べに際して迎合しやすい特徴を「八丈島事件」を通して検証したものである。容疑者が知的障害者である場合、警察、検事、そして裁判官は格段の配慮が必要であることを指摘している。

近畿弁護士会連合会人権擁護委員会(1996)は、高齢者・障害者の権利を擁護するために次の業務を行うとしている³⁾。

(1) 高齢者・障害者に対する法律相談業務

- ①財産管理・財産被害に関する相談→事件受任。
- ②相続・遺言に関する相談→公正証書遺言など遺言書作成事務の受任。

③人権侵害に関する相談→人権侵害申し立て事件として受理し、人権擁護委員会の調査に委ねる。

④福祉・介護に関する相談→行政・施設に対する不服、抗議、問題点の指摘など。

(2) 電話相談

これまで弁護士会の行う法律相談は、弁護士会館への来館を原則とし、又は地方自治体の実施する無料法律相談に対し、行政と協力して弁護士を派遣している。しかし、このような活動だけでは、弁護士会館等、又は最寄りの無料もしくは有料の法律相談会場への来訪が困難な高齢者や障害者は、これらのサービスを受けることが不可能もしくは著しく困難であった。そこでこの課題を早急に解決するために、高齢者・障害者は、弁護士会館や行政の実施している無料法律相談会場への来訪が困難な場合があることを考え、電話・手紙・FAXによる申し込み受付、相談の制度を設置することとした。

この他に出張相談、財産管理業務、施設居住者に対する支援・救済業務（被疑者に対する刑事担当弁護士制度の高齢者・障害者版の設置、遺言・相続業務についても提言されている。

副島（1996）は、知的障害者が被害者の立場に立たされた場合の証言能力について、裁判事例をもとに具体的に警察や裁判所の課題や問題点について触れている。「取り調べる刑事の質問にうまく答えられないと、被害自体があいまいだとか、被害自体があったのかどうかさえ分からないなどとされてしまいます」⁴⁾と取調べ官の問題点を指摘している。そして取調べ官に対しては「知的障害者が上手にしゃべることができず、表現が下手だというのは、事実がわからないということではなく、知的機能の障害ゆえです。障害に十分に配慮し、表現に耳を傾ける姿勢を持てば、聞き取れるものです」⁵⁾と聞き取りの努力や工夫が欠けていることを具体的に指摘している。これらの問題は刑事事件において容疑者として取調べを受けるときも同様である。

松本（1999）は、知的障害者のアドボカシー（権利擁護）について、「アドボカシーとは、個人や仲間がエンパワメントする（自分らしく自立して生きる力を高める）ことを支援する技術や方法のひとつである。特に社会的法的な権利に関わる諸問題に関して、侵害されている、あるいは脅かされている本人（仲間）の権利性を明確にすることを支援するとともに、その権利性を侵害する阻害要因との対決を支援し、それらの問題を解決する力や、様々な支援を活用する力を高める人を支援する方法と技術の総体である」⁶⁾として、冤罪防止の前提となるエンパワメントと権利擁護の本質的課題を指摘している。

上野・山田（2008）は、殺人容疑者として実際に取調べを受けた経験をもとに虚偽の自白調書が作られる実態について述べている。「無実を必死に訴える私に向かって、あなたはやっていないと言っているが、警察の捜査では次々と証拠が上がりつつある。これはどういうことなんですか、これだけ黒い証拠が次々と上がり真っ黒になっているのに、それでもやっていないと強情を言っていたら裁判官も人の子、情けを憎み重い刑にします」⁷⁾と自白を迫り、証拠がないにも関わらず証拠があるかのような自白強要、より重い刑になるという脅しを繰り返しながら虚偽の自白を迫る過程が具体的に記されている。

この他にも今村（2008）⁸⁾、上野・山田（2008）⁹⁾らによって具体的な事例をもとに冤罪の発生要因が検証されている。いずれも知的障害者が被害者の立場であろうと加害者の立場であろうと特性を理解したうえで特別の配慮と支援が必要であることが指摘されている。

川上（2008）¹⁰⁾は、多くの知的障害者が実刑判決を受けて収監されていることに対して、事例をもとに冤罪も含まれている可能性があることを指摘している。さらに、冤罪防止のために

は学校教育だけでなく卒業後においても社会生活の中で具体的な支援が必要であることを指摘するとともに、刑期満了後の社会的受け皿についても福祉的支援が必要であるとしている。

知的障害者がその人らしく社会参加していくためには、社会全体での支援が必要であるが、本人自身が生きる力を身に付けることはより重要といえる。とりわけ自らの権利が侵害されたとき、その事実に気づく力、そして誰かに相談する力を習得することが重要である。この力が乏しいために各種の人権侵害に巻き込まれていることもある。

以上のように、先行研究においては法的弱者としての知的障害者の存在と冤罪の要因や防止に関する内容が中心とされている。本稿では知的障害者の刑事事件に関する事例をもとに先行研究を踏まえて考察するとともに、冤罪防止のために学校教育が果たす役割や具体化が進められている可視化の動向についても考察を進めたい。

3 容疑者にされた知的障害者の事例

(1) 国分寺事件

1997(平成9)年5月22日の深夜、国分寺市内の知的障害者通所施設で放火事件が発生した。しかし大事にはいたらず、この施設の物置にあったダンボールと古新聞が少し燃えただけですぐに消し止められた。小金井警察署はAさん(56歳)を放火容疑者として逮捕した。Aさんはこの通所施設を利用している男性で、愛の手帳3度・IQ40であった。逮捕容疑は火災発生時に、ライターを所持していたことがその理由であった。しかしその場所は火災発現場から約600メートル離れた場所であった。留置場における弁護士との接見では次のような記録が残されている。「弁護士・火をつけたの?、火をつけてないの?、Aさん・火をつけた、本当はつけてない、弁護士・火をつけたの?、Aさん・火をつけた、そしてAさんは弁護士に「火をつけたと聞いた。最初やっていないと聞いた。やったと聞いた。火をつけたと聞いたから、家に帰れるといわれた。明日帰れるよ」¹¹⁾とも話している。弁護士とAさんとのやりとりはこのような内容であり、質問の意味を理解して答えているとは考えられない。しかし、作成された自白調書では放火の様子が次のように記されている。「真夜中火災のあった頃に、〇〇園にいった。すると物置から出火したので逃げ帰ってきた。足元から火が出火した」¹²⁾。弁護士との接見では想像できないような整然とした供述内容となっている。また通所施設の関係者も日ごろから通常の会話は困難であることを指摘している。1997(平成9)年10月、Aさんは建造物等以外放火罪で起訴され、1999(平成11)年1月、東京地裁八王子支部は建造物等以外放火罪で懲役1年8月の判決を下した。判決文では放火の動機について「同園の通園者らから意地悪をされ、同園の指導員らから厳しい指導を受けたことから、これを放火によって晴らそうと決意した」¹³⁾とされている。弁護団は公判を通してAさんは、①訴訟能力を欠く状態にある、②仮に不十分ながら訴訟能力が存在していたとしても弁護士及び特別弁護人(通訳者)らによる十分な援助を確保すべきであると主張した。しかしこの主張は取り入れられなかった。判決は、「抽象性思考や道徳的判断能力に乏しく、性格的に未熟かつ意思薄弱傾向があるとはいえ、日常会話等に支障はなく、また相手が自分に何を期待しているかを察知し、その通りに行動する処世術もそれなりに身につけていた」¹⁴⁾として、訴訟能力は認められとの判断が下された。控訴審においても、2000(平成12)年7月、東京高裁から控訴棄却の判決が下された。

(2) 宇都宮事件

2004(平成16)年8月、宇都宮市内で女子中学生が首をつかまれるという暴行事件が発生した。宇都宮警察署は同市在住のBさん(53歳)を暴行容疑で逮捕した。Bさんは男性でIQ測定不能ないし25以下と推測されていた。Bさんは身寄りがなく、バイクや自転車の窃盗を繰り返していたがいずれも起訴猶予処分とされていた。また病院(精神科)に13年間入院していたという経歴もあった。拘留されていた同年の春頃、同市内で起きた強盗事件の容疑も認めたとして追起訴された。この強盗事件の物証はなく、自白が唯一の証拠とされていた。同年12月24日、Bさんに対して懲役7年が求刑された。同月下旬、判決公判日にBさんは強盗罪を否認したため、判決日が延期された。2005(平成17)年1月、真犯人が判明し、Bさんの拘留は取り消され、同年2月、宇都宮地裁は強盗事件について無罪判決を下した。

宇都宮事件は次のような経過であった¹⁵⁾

2004年

- 4月29日 宇都宮市内の洋菓子店で強盗事件発生。被害額は13万円。
- 5月6日 同市のスーパーで強盗事件発生。被害額は6000円。
- 8月9日 中学生の首をつかんだとして、宇都宮東署が暴行容疑でBさんを逮捕。
- 9月8日 同署が洋菓子店の強盗容疑でBさんを再逮捕。
- 10月12日 同署がスーパーの強盗容疑でBさんを再逮捕。
 - 22日 宇都宮地裁で初公判、地検が懲役7年を求刑。
 - 24日 第3回公判。Bさんが強盗罪で無罪を主張。

2005年

- 2月17日 同署が強盗2件の「真犯人」として別の事件で逮捕した男を送検。
 - 25日 第5回公判。地検が強盗罪で無罪論告。
- 3月10日 強盗罪2件でBさんに無罪判決。

宇都宮地裁の判決骨子は次の通りである。

宇都宮誤認逮捕・起訴訴訟の判決骨子

- ・国と県は原告に対し、連帯して100万円を支払え。
- ・原告には重度の知的障害がある。
- ・警察官は原告の迎合的な特性を利用し、そのほとんどを誘導して、被害者らの供述に合致させた虚偽の自白調書を作成。取調べは裁量の範囲を著しく逸脱するものとして違法。
- ・合理的な判断過程により原告が有罪と認められる嫌疑があるとはいえず、控訴提起は違法

出典：2008年2月29日付下野新聞(群馬県)。

宇都宮事件はこのような概要であった。暴行罪や強盗罪で判決が下される直前に真犯人が判明したというドラマのような結末であった。もし真犯人が判明されなかったならばBさんは冤罪の被害者となっていた可能性が大である。問われなければならないのは自白調書の作成過程とその内容である。

無罪判決後、Bさんが新聞記者に語った取調室でのやりとりの一部は次のような内容であったとされている¹⁶⁾。

記者・どんなことをしたら強盗か分る？。Bさん・強盗は分かんねえ、あそこに入った覚えもないんだもん。記者・ケーキ屋のこと？。Bさん・あそこ通っただけなんだよ。記者・警察に何て言われたの？。Bさん・どうなってんだか全然分かんねんだよ。記者・おれじゃない、って警察に言ったの？。Bさん・おれじゃねえのに書かれてんだから、記者・強盗と泥棒ってどう違うか分る？。Bさん・・・・。

(3) 貝塚事件

2009(平成21)年12月、貝塚市内の民家のすだれが燃えるという放火事件が発生した。貝塚警察署は、Cさん(29歳)を現住建造物等放火容疑で逮捕した。Cさんは物事をうまく説明できず、通常の会話も困難な知的障害者であった。

自白調書はA4版11枚にまとめられており、例えば「ライターを取り出すと、利き手の右手に持ちました。(住宅)の窓の右下隅あたりの木か紙のようなものに近づけました。ライターの炎であるようにすると火が燃え移りました」¹⁷⁾等と具体的であり、Cさんが犯行の様子を細かく説明したように書かれていた。しかし検察側は補充捜査で自白調書の信用性に疑いが生じたとして、同年11月に起訴の取り下げを求め、約11か月間拘留していたCさんを釈放した。検察官が作成した自白調書の内容を自ら否定するという異例な事態を招いた。その理由は検事が読み聞かせた調書を確認する場面のDVDが決め手となった。このDVDを参考にしながら補充捜査が行われた結果、取調べにあたった検事の誘導尋問が浮かび上がった。担当検事と容疑者であるCさんとのやり取りの一部が記録されている¹⁸⁾。

検事・おなかすいちゃったという話やったな。Cさん・おなかすいちゃったという話やった。検事・うん、それはええんやな。Cさん・うん、それでいいです。検事・火をつけるのにライターとかいろいろあるけど、何使ったん？。Cさん・ライター。検事・火は広がったのかな(中略)縦にいったん？横にいったん？どっち？横？横にいったん？。

Cさん・横にいった。検事・そのあたりまで見てたんか？。Cさん・見てなかった。検事・見てたんか？。Cさん・はい。検事・見てたのでいいのか。Cさん・はい、見てた。

また、検事はCさんの関与を確認するため「君が火をつけたのではないのではないか」¹⁹⁾というやや複雑な質問が含まれていることも明らかになった。知的障害者にとってこのような問いかけを理解することは困難である。この点に関して警察庁科学警察研究所技官も「男性の障害を考慮すれば二重否定の質問は不適切」²⁰⁾と指摘している。貝塚事件をめぐる主な動きは次のような経過であった。

2009年

12月 大阪府貝塚市内の長屋のすだれが焼ける

2010年

1月5日 府警貝塚署が現住建造物等放火容疑などで男性を逮捕。その後、大阪地検堺支部に送検され、男性検事が取調べを担当する。

21日 検事が男性に自白調書を読み聞かせて署名させたり、質問したりする様子がDVDに録画される。

26日 男性が起訴される。

3月 公判前に争点や証拠を絞り込む非公開の手続きが始まる。男性側が起訴内容を否認したため、地検が補充捜査を開始。

11月	地検が起訴取り消しを申し立て、大阪地裁堺支部が決定。男性が釈放される。
12月	男性のアリバイに関する供述を捜査報告書から削除するよう貝塚署員に指示したとして、地検が別の検事を減給処分。

出典：2011年1月20日付朝日新聞

なお、1990（平成2）年以降に発生した知的障害者以外の主な冤罪事件としては次のような事例がある²¹⁾。

足利事件・1990（平成）2年、栃木県足利市で発生した幼女殺害事件で、男性が虚偽自白に追い込まれ、無期懲役の判決が確定。再審でDNA鑑定の結果、2010年3月無罪判決。

松本サリン事件・1994（平成6）年、男性が容疑者として厳しい取調べを受けて自白を迫られた。取調べの過程では「お前が犯人だ」と断定されたこともあった。その後、無関係であることが判明。

農協背任事件・2001（平成13）年、佐賀農協は委任事件で犯行を否認した元組合長への取調べにさいして、暴言を吐く等の違法性が明らかになり、2005（平成17）年、福岡高裁は同容疑者に無罪判決を下した。

氷見事件・2002（平成14）年、富山県氷見市で男性が強盗、強姦未遂で逮捕され、虚偽の自白調書により有罪判決。服役中に真犯人が発見され、再審の結果、2007年に無罪が確定。

（3）事例考察

国分寺事件、宇都宮事件、貝塚事件の容疑者として逮捕されたのはいずれも知的障害者であった。そして取調べにおいて、事実とは異なる自白調書が作成されていたことでも共通していた。しかもその自白調書の文脈は取調官の推測のもとに都合よく構成されていた。知的障害を理由に公平性や平等性が軽視されるようなことがあってはならないというごく当然のことが実際に生じていたのである。歴史的にも自白調書に基づいて下された判決が冤罪であったことが証明されている事例もあり、その教訓が生かされることなく繰り返されていたことはきわめて重大である。自白調書は裁判の過程においてきわめて大きな意味をもっているだけに慎重の上にも慎重な対応が求められる。取調べの過程や公判の場においても「やったの？」と問いかければ「やった」と答え、「やってないの？」と問いかければ「やってない」と答えるのが知的障害者の特性なのである。問いかけに対する返答が結果的にどのような意味をもっているかを考える力も乏しく、また遡って記憶を呼び起こすことが困難なことも知的障害者の特性なのである。知的障害者のこのような特性を十分に配慮した対応が求められる。

また、前述のように冤罪であるか否かは別として多くの知的障害者が有罪判決を受けて服役していることも見逃してはならない問題である。何故、服役しているのか、その理由さえも理解できない受刑者も少なくない。その実態を記した寮内工場（刑務所内の作業室）の様子を取り上げておきたい。「作業机に座っている彼らの様子を見れば、糞尿を漏らしている者、ぽかんと口を開けたまま、空中の一点に目が釘付けになっている者、ぐっすり寝入っている者、バリ島のケチャダンスのごとく、何かにとり憑かれたように踊りだす者など、とても何かを生産している工場の風景とは思えない」²²⁾と服役中の知的障害者の様子が記されている。反省のうえにたつて犯した罪をつぐなっているとは思えない光景である。さらに刑期満了を控えた知的障害者は「俺たち障害者は、生まれながらに罰を受けてるようなもんだってね。だから罰を

受ける場所は、どこだっていいのさ、また刑務所で過ごしたっていいんだ。・・・確かに刑務所の中に自由はない。でも、不自由もないよ。俺さ、これまでの人生の中で、刑務所が一番暮らしやすかったと思っているんだ。誕生会やクリスマス会もあるし、バレンタインデーにはチョコプレートももらえる。それに、黙ってたって面倒みてくれるしね。着替えも手伝ってくれるし、入浴のときには体も洗ってくれて、タオルもしぼってくれる。こんな恵まれた生活は、生まれて以来、初めてだよ。ここは、俺たち障害者、いや、障害者だけではなくて、恵まれない人生を送ってきた人間にとっちゃー天国そのものだよ」²³⁾。

軽微な罪で刑務所への入所を繰り返す、それが例え冤罪であろうとなかろうと本人には関係ない、知的障害ゆえに社会から見放され、最低限の衣食住さえもが維持できない者にとっては刑務所は生活の全ての面で安全が保障されていることを端的に物語っている。服役中の受刑者の中にこのような思いを持っている者がいるとすれば出所後の再犯の可能性はきわめて高い。考え方や価値観を批判する前に障害者にとって福祉とは何か、自立とは何かを原点から見直さなければならない。この受刑者はこのことを訴えていると受け取りたい。

筆者はかつて知的障害を対象とした養護学校(現特別支援学校)高等部3年生17名に対して、弁護士、警察官、裁判官の役割について聞き取り調査を実施したことがある。「弁護士の役割を知っていますか」の問いに対して、「知っている」1名、「知らない」16名であった。しかも「知っている」の内容は「お金持ちになれる」との回答であった。「警察官(お巡りさん)の役割を知っていますか」の問いに対しては、全員が「知っている」との回答であった。内容は「道が分からないときに教えてくれる」、「悪い人を捕まえてくれる」、「格好いい」等であった。「何も悪いことをしていないのに捕まえられたらどうしますか」の問いに対しては、全員が「お巡りさんはそんなことをしない」との回答であり、全面的な信頼を寄せていた。「裁判官の役割を知っていますか」の問いに対しては、「悪いことをした人を死刑にする人」2名、他は「知らない」であった。なお検察官の役割については全員が「知らない」の回答であった。

この実態と先述の事例とは重なる面が多く、知的障害者にとって警察官や検事の取調べについては余に無力であることを物語っている。

4 今後の課題

(1) 教育的課題

特別支援学校高等部においては卒業後の社会参加に備えて多くの学習課題がある。

基礎的な学力はもとより社会人としての必要な知識や技術、働くうえでの意欲や態度、良好な人間関係の保ち方等、多くのことを習得しなければならない。これらの学習事項とともに、刑事被告人とされた場合を想定した学習も必要である。

このことについて学習指導要領²⁴⁾では直接的な内容は見当たらない。関連として「社会」の目標は、「社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる」とされており、内容としては「社会の習慣、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす」あるいは「政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する」という内容に留まっている。また「職業」の目標は「勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる」とされており、内容は「働くことの意義

について理解を深め、積極的に作業や実習に取り組み、職場に必要な態度を身に付ける」、「職業生活に必要な実的な知識を深める」等が示されているだけであり、刑事被告人として自らの権利擁護に関する事項はもとより、司法に関する基礎的な学習内容も示されていない。

高等部卒業に際して、社会人とりわけ働く者としての自覚や態度、対人関係、金銭管理等の指導が中心になりがちである。これらのことは当然必要なことではあるが、実は問題点も含まれている。それは、指示された通りに行動する、意見や要求は控えるといった従順な態度の育成に力点が置かれていないかという危惧である。指示されたことに対して疑問があっても、あるいは何らかの意思表示をしたくても無条件に従うことを美德とするような指導があるとすれば見直す必要がある。むしろ学校教育の段階において自らの意思を伝える指導こそ教師に求められている重要な留意事項である。学習指導要領に示されている内容に準じつつも発展的かつ創造的指導実践が知的障害児の指導に携わるすべての教師に求められているといえよう。

また、容疑者とされた刑事事件の責任を問われた場合を想定した具体的な指導も不可欠である。それは、緊急な場合に身近な人に相談する、取調べに際して弁護士に依頼することや不利益なことは話さなくてもよいこと等についての模擬学習も有効であると思われる。関連して弁護士、警察官、検察官、裁判官の役割についても基礎知識を養っておく必要がある。

学校教育だけではなく、企業や福祉施設における支援も重要である。多くの事案で直面するのは卒業後であり、身近な支援者が知的障害者に対する権利擁護の視点を保つことが求められる。単に冤罪防止に留まらず、通常の社会生活における各種のトラブルを未然に防ぐうえでも重要といえる。

(2) 可視化の課題

可視化とは、取調べの様子を録画・録音することである。現状は取調べ官が密室で取調べを行って供述調書を作成しており、裁判の場ではその供述調書が有力な証拠として用いられている。取調べの過程においては取調べ官が予め作成した筋書きに沿って強引に供述を求める、あるいは供述内容とは異なる調書を作成する、このようなことが冤罪を生む原因とされている。これを防ぐことが可視化のねらいである。供述調書は最後に取調べ官が読み上げ、事実に相違なければ容疑者自らが署名することになっている。

事実に即していなければ署名しなければよいとの批判もある。しかし現実問題として20日間もの長期にわたって執拗な取調べが行われると精神状態に錯乱を来すことも十分にあり得る。1990（平成2）年に足利市で発生した「足利事件」で、保育園女児殺害容疑者として無期懲役判決を受け、17年余にわたって拘束された結果、再審で無罪判決を受けた菅谷利和氏は、「自宅に唐突に踏み込んできた警察官、取調室では髪をつかまれ、おまえがやったと耳元で怒鳴れた日々、・・・耳鳴りは今も離れない」²⁵⁾と苦難な日々を強いられた思いを述べている。

冤罪は知的障害の有無を超えて生じている。人権を無視した取り調べの実態について、「取調べで警察官・検察官が暴行・脅迫を行うことは決してまれとはいえません。最近では、怪我をさせると暴行した証拠が残るので、怪我をしないようなやり方がいろいろ工夫されています。また、証拠はあがっている、ほかの奴らは罪を認めていると嘘をついたり、認めないと出られないようになる、家族も捕まえることになる」と脅すこともあります」²⁶⁾と指摘されており、この説明からも不当な取調べの実態を知ることができる。

可視化に向けた取り組みはすでに進められているが、最高検察庁、日本弁護士会、法務省、民主党の動きや主張は異なっている。最高検は可視化の範囲を立証責任のある検察官の判断と

表2・可視化に向けた動きや主張

	可視化の範囲	実施のめど
最高検	自白調書の内容確認など検察官が選んだ一部に限る	2011年3月18日から試行を開始(裁判員裁判ではすでに実施)
日弁連	取調べの全過程。段階的に進め、全事件で可視化を	速やかに法制化を
法務省	捜査への影響など、全過程にした場合の問題点を検討中	2011年6月以降の早い時期に方針決定
民主党	取調べの全過程。参考人の供述も可視化しないと証拠にできない	今国会に法案提出目指す

出典：2011年2月24日付朝日新聞

責任で、真相解明機能を損なわない範囲で実施するとの主張であるが、日弁連や民主党は取り調べの全過程を対象にするとしており、法務省は全過程にした場合の問題点を検討する必要があるとしている(表2)。

取り調べ過程の可視化について、厚生労働省の村木厚子元局長は、郵便不正事件の容疑者として大阪地検特捜部の取調べを受けた経験をもとに、検察の在り方検討会議において「検察の調書がまともなものなのか担保するために取調べの可視化は必要、取調べの際に弁護士が立ち会うことも認めるべき²⁷⁾」と提言している。

一般人においても虚偽の自白強要のもとに調書が作成されるという実態があることからすれば、知的障害者の場合、言葉による表現力が乏しい、問われている意味がよく理解できないのが特性であり、冤罪が生ずる大きな原因といえる。

可視化についてわが国では検討中であるが、諸外国ではすでに制度化されている国も少なくない²⁸⁾。例えば、イギリス、アメリカ(イリノイ州)、フランス、イタリア、オーストラリア等においてはすでに取り調べ過程の録音・録画及び弁護人の立会いが制度化されている。わが国においても冤罪という国家権力による人権侵害を無くするために早急な制度化が求められる。

5 おわりに

知的障害者は取調べの場において事実経過に即した説明が困難、あるいは取調べ官の誘導に迎合しやすいといった特性がある。警察・検察当局においてはこれらの特性を考慮した対応が望まれる。知的障害者の権利擁護の視点から各種の団体において啓蒙活動が実施されている。

『自閉症の手引き』²⁹⁾、『アスペルガー症候群を知っていますか』³⁰⁾、『知的障害のある人を理解するために』³¹⁾、『知的障害のある人を被害からまもるために』³²⁾等もその一例である。この中でも『知的障害のある人を被害からまもるために』は、知的障害の特徴について分りやすく解説しており、多くの人々が一読すれば概要が理解できるよう工夫されている。また、知的障害者本人や支援者も日ごろから理解しておくべき事項として「嫌疑をかけられたら？」の解説も記載されている。そこでは「令状なしの逮捕はできない」ことや「黙秘権、弁護人選任権」があることも記載されている。

知的障害者の特徴について司法に携わる警察官、検察官、裁判官、そして弁護士もそれぞれ

専門分野があり、決してすべての人が知的障害者に対する正しい知識を持ち合わせているとはいえない現状があるとすれば、冤罪防止のために正しい理解を深めることが急務であることを指摘しておきたい。

アメリカのイリノイ州では、1990年代から連邦政府による支援のもとに知的障害者の人権擁護が具体的に展開されている³³⁾。それは放置（ネグレクト）、遺棄、性的虐待、金銭詐欺等の被害者になった場合の権利擁護、そして刑事被告人としての責任を問われた場合の権利擁護に大別されている。特に知的障害者が容疑者にされた場合の留置については、「連邦刑務所や州刑務所に留置されている人の2～10%が中程度の知的障害のある人であると推定している。知的障害のある人が逮捕された場合、彼らは訴追された犯罪について、有罪を認めやすい。場合によっては、陪審員による裁判を得る権利を放棄しやすい。したがって実刑判決を受けやすい」³⁴⁾とされている。また裁判の結果、実刑判決の有力な証拠となりやすい自白については、「知的障害のある人の場合、取調べを受けたときに簡単に罪を告白するが、場合によってはやっていない罪まで告白してしまうこともある。知的障害のある人は比較的権威に弱いので、警察官や検事を喜ばせようとして、犯罪をやっていないのに告白してしまうケースもある」³⁵⁾としている。このような実態を踏まえて、知的障害者の取調べや裁判にあたっては専門の検事や判事が配属されている。この先進性はわが国においても見習うべき重要な制度といえる。

- 1) 1946（昭和21）年4月、八丈島三根村で女性（66歳）の死体が発見された。容疑者として逮捕された男性は厳しい取調べの結果、殺害を自供させられた。男性は知的障害者であった。東京地裁・高裁とも有罪判決であったが、1957（昭和32）年7月、最高裁は「被告人の自白は暴力による肉体的苦痛を伴う取調べの結果なされたものであり、任意に基づくものとは認めることができない」として無罪判決を下した。なお、現在では精神薄弱者は知的障害者と呼称されているが本文をそのまま引用した。
- 2) 上田誠吉・後藤昌次郎『誤った裁判』岩波書店、1960、2
- 3) 近畿弁護士会連合会人権擁護委員会「高齢者・障害者の権利擁護制度の確立をめざして」1996、168-171
- 4) 副島洋明『障害者虐待を許さない』水戸事件弁護団、1996、77-78
- 5) 同上、77-78
- 6) 松本 了『知的障害者の人権』明石書店、1999、34-35
- 7) 上野勝・山田悦子『甲山事件・冤罪のつくり方』2008、157
- 8) 今村核『冤罪弁護士』旬報社、2008
- 9) 前掲7)
- 10) 川上輝昭「冤罪防止のための教育的支援」『日本特別ニーズ教育学会第14回大会発表要旨集』、2008、22-23
- 11) 副島洋明『知的障害者奪われた人権』2000、149-199
- 12) 同上、197-198
- 13) 同上、194
- 14) 同上、182
- 15) 下野新聞、2008.2.29
- 16) 同上
- 17) 朝日新聞、2011.1.20
- 18) 同上
- 19) 同上
- 20) 同上
- 21) 日本弁護士連合会『取調べの可視化で変えよう、刑事司法』2010、8
- 22) 山本譲治『獄窓記』ポプラ社、2003、181
- 23) 同上、198
- 24) 文部科学省『特別支援学校学習指導要領』平成21年、188-192
- 25) 中日新聞、2010.10.9

- 26) 日本弁護士連合会『取調べの可視化で変えよう、刑事訴訟』2010、4
- 27) 朝日新聞、2011.1.28
- 28) 日本弁護士連合会『取調べの可視化で変えよう、刑事訴訟』2010、8
- 29) 団法人日本自閉症協会、2003
- 30) 社団法人日本自閉症協会東京都支部、2002
- 31) 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、2002
- 32) 同上
- 33) 『マリリンれぽおと』P&A、2001、p
- 34) 同上、5
- 35) 同上、5

Summary

The false charge is that the person who is not committing the crime receives the penalty. In the law-abiding country, do not be. However, the occurrence of the false charge event is not actually few. The mentally deficient person especially causes the false charge easily so that there is a feature that the other party temporizes easily. It is because of the affirmative regardless of whether it is true when the investigation is received as a suspect. To prevent this ,the effort to deepen understanding to the mentally deficient person is requested also by the policeman, the public prosecutor, the judge, and the lawyer, etc. Moreover, the introduction of the system that records and records the appearance of the investigation leads to the false charge prevention, too. It is because it is possible to verify it after the fact. Basic guidance to protect an fact. Basic guidance to protect an own right voluntarily is requested from the mentally deficient person on the other hand in the school training.